

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	緊急対策金ヶ崎町生活者支援定額給付金給付事業	①食料品、光熱水費の物価高騰が続く中、生活者の負担軽減を図るため、物価高騰の影響を受ける全町民を対象に食料品等の購入、光熱水費の支払い支援を目的として緊急的に給付事業を実施し、町民生活の安定を図る。 ②町民への給付に要する経費 ③給付金151,000千円(10千円×15,100人)(うち124,757千円に交付金を充当) 事務費9,706千円(封筒印刷・郵便料・振込手数料4,841千円、委託料4,000千円、人件費865千円) ④R8.2.1に住民票登録している町民15,100人	R8.1	R8.3
2	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	金ヶ崎町省エネ家電買換促進事業補助金	①省エネルギー性能の高い家電製品への買換えを促進することにより、エネルギー価格等の物価高騰による家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、家庭におけるエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガス排出量の軽減を図るもの。 ②省エネ家電(エアコン又は冷蔵庫)の購入経費に対する補助金 ③50世帯×上限額50千円=2,500千円(うち2,476千円に交付金を充当) ④町内住民50世帯	R7.7	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	妊産婦主食用米確保臨時支援事業	①米価が高騰する中で、地元産無洗米を供給することにより、町内の妊産婦の生活費負担を軽減し、かつ地元産米の消費拡大にも寄与する。 ②妊産婦へ町内産米提供に要する経費 ③委託料 2,724千円(うち1,280千円に交付金を充当) 第1回目@8,380円×45人=377,100円 第2回目@10,200円×230人=2,346,000円 事務費 81千円 消耗品、郵便料 ④第1回目 町内の妊産婦(R7.9.1基準で1歳未満) 45人 第2回目 町内の妊産婦(R8.1.1基準で妊婦、R5.4.1以降に生まれた児童の産婦等) 230人	R7.7	R8.3
4	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	温泉浴場業電気料等高騰緊急支援補助金	①温泉浴場業を営む事業者の燃料価格等の高騰に対する影響緩和を目的とし、事業に用いる電気等の経費を補助、事業者の負担軽減を図ることで事業継続への支援を行う。 ②事業に用いる電気料金、灯油代及びガス代に要する経費に対する補助 ③上限1,000千円×3施設=3,000千円(うち3,000千円に交付金を充当) ④町内温泉浴場業事業者3施設	R7.7	R8.3
5	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通支援事業(燃料費高騰緊急対策)補助金	①エネルギー等の物価高騰の影響を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、燃料費高騰の影響を緩和する。 ②燃料費高騰分に係る補助 ③タクシー:3万円×12台(うち300千円に交付金を充当) ④町内で事業を行っている一般乗用旅客自動車運送事業者	R8.1	R8.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	金ヶ崎町社会福祉施設等物価高騰緊急対策補助金	①物価高騰による施設運営の負担を軽減するため、介護施設・障がい者施設に経済的支援をすることにより、適切で質の高いサービスを安定的な維持を提供し、利用料を値上げすることなく施設運営を維持できる環境を整える。 ②町内に事業所を有する福祉施設に対する補助金の交付 ③【障害福祉サービス事業所】 通所系 1事業所につき170,000円×8施設=1,360,000円 入所系 定員1人当たり17,000円×82人=1,394,000円 【介護サービス事業所】 通所系 1事業所につき170,000円×8施設=1,360,000円 入所系 定員1人当たり17,000円×324人=5,508,000円 訪問・相談系 1事業所につき63,000円×8施設=504,000円 (事業費のうち8,000千円に交付金を充当) ④町内に所在する介護サービス事業所、障がい者施設	R8.1	R8.3
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰緊急対策補助金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町内保育所等に対して、光熱水費、食料品等の経費を補助することで負担軽減を図る。 ②保育所等の光熱水費、食料品費等 ③月額500円(食料品費429円+光熱水費71円)×12月×407人=2,442千円(うち2,000千円に交付金を充当) ④町内保育所等(私立保育園、私立認定こども園、小規模保育所、企業主導型事業所)に12月1日時点で在園する児童(広域入所含む)	R7.4	R8.3

8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産農家飼料等購入支援臨時補助金	<p>①、飼料等価格の高騰により、畜産農業経営が厳しさを増しているため、町内の畜産農家の事業継続を支援する。</p> <p>②飼料費の高騰分の一部を補助</p> <p>③経産牛1,400頭×10,000円＝14,000千円 その他の牛1,900頭×6,000円11,400千円 (事業費のうち18,000千円に交付金を充当)</p> <p>④、町内で肉用牛及び乳用牛を飼育し、かつ町内に住所を有する個人、又は町内に事業所を有する法人を含む団体。ただし、預託牛については、預託牛を所有している者とする。</p>	R8.1	R8.3
9	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	運輸事業者運航支援緊急対策交付金	<p>①燃料費高騰の影響を受けているトラック事業者等の事業継続の支援</p> <p>②補助金交付</p> <p>③@16,000円×400台＝6,400,000円 (うち4,000千円に交付金を充当)</p> <p>④トラック事業者等</p>	R8.1	R8.4以降
10	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金	<p>①燃料費高騰の影響を受けている貸切バス事業者を対象に、燃料高騰の影響を緩和し、事業継続を支援するもの。</p> <p>②補助金交付</p> <p>③バス1台あたりの標準的な燃料使用量における燃料価格の高騰分から補助単価(30,000円)を積算 @30,000円×14台＝420,000円 (うち300千円に交付金を充当)</p> <p>④町内貸切バス事業者1社</p>	R8.1	R8.3
11	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業者等物価高騰対策賃上げ支援事業補助金	<p>①事業者が継続的に賃上げできる環境を整えるため中小企業者等を支援するもの。</p> <p>②補助金交付</p> <p>③町内中小企業・小規模事業所数、従業員数及び賃金様態が不明なため下記のとおり積算。 【支給要件】</p> <p>1)R7.10以降従業員の賃金を60円/時間引き上げていること</p> <p>2)引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること</p> <p>3)補助金額(場合分あり) 最低賃金発効前①971円以上の場合30,000円 ②971円未満の場合40,000円</p> <p>④町内中小・小規模事業者 424事業所 (R3経済センサス)</p>	R8.3	R8.4以降